

推進本部設置規約の変更について

推進本部設置規約の変更について

名称の変更とともに、議事内容に応じた柔軟な会議運営を可能とするため、推進本部設置規約の一部を変更する。

① 名称の変更（規約名称、第1条、第2条関係）

【変更前】

新しいまちづくりのランドデザイン



【変更後】

大阪のまちづくりランドデザイン

② 会議の運営方法（第4条関係）

【追加】

6 本部長が認めるときは、本部員の出席のみで推進本部の会議を開催することができる。この場合において、大阪都市計画局を担当する大阪府副知事は、推進本部の会議を主宰する。